



島根県報

平成25年2月1日（金）

第2,466号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

広域連合の規約変更の許可	（市 町 村 課）	2
湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定に基づく化学的酸素要求量等に係る汚濁負荷量の規制基準	（環 境 政 策 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	9
保安林予定森林（3件）	（森 林 整 備 課）	9
平成25年度保安林内立木伐採面積の許容限度	（ ” ）	11
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件）	（中 小 企 業 課）	12
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	14
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定（2件）	（ ” ）	14

【特定調達公告】

島根県立中央病院における手術用顕微鏡システム一式購入に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	15
島根県警察本部庁舎外2施設で使用する電気供給に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	15

告 示**島根県告示第68号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成25年1月22日付けで雲南広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第69号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量（以下「規制項目」という。）に係る汚濁負荷量の規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示し、平成25年5月1日から施行する。

湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準（平成2年島根県告示第536号）及び湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の規制基準（平成7年島根県告示第755号）は、廃止する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 適用する地域

法第3条第2項に規定する指定地域のうち中海及び宍道湖に係る地域（湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定湖沼及び指定地域を指定する件（平成元年総理府告示第5号）第2指定地域の表第1号口及び第2号に掲げる区域に限る。以下「指定地域」という。）

2 適用する工場又は事業場

法第7条第1項に規定する湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「湖沼特定事業場」という。）

3 規制基準

排出が許容される汚濁負荷量は、次の表の左欄に掲げる湖沼特定事業場の区分に応じ、同表の右欄に定める算式により算出した値以下とする。

湖沼特定事業場の区分	算 式
1 新設事業場（3に掲げる事業場を除く。）	$L = a \times Q^b \times 10^{-3}$
2 新設事業場以外の事業場（3に掲げる事業場を除く。）	$L = \{ a \times Q^{b-1} \times (Q - Q_0) + a_0 \times Q_0^{b-1} \} \times 10^{-3}$
3 汚水処理施設等を設置する事業場	$L = C \times d \times Q \times 10^{-3}$

備考

- 「新設事業場」とは、化学的酸素要求量に係る規制基準にあつては平成2年7月15日、窒素含有量及びりん含有量に係る規制基準にあつては平成7年11月1日（以下これらを「適用日」という。）以後に新たに設置された湖沼特定事業場をいう。
- 「汚水処理施設等」とは、下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設若しくは浄化槽又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の4第1項に規定する農業集落排水施設整備事業に係る施設（浄化槽に限る。以下「農業集落排水施設」という。）をいう。
- 右欄に定める算式の符号は、次のとおりとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Q 排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q。適用日の前日における排出水の量（適用日前に水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条又は第7条の規定による届出がされたものにあつては、当該届出書に記載された排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

C 排出水に適用される水質汚濁防止法又は水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年島根県条例第48号。以下「条例」という。）に基づく規制項目の日間平均に係る排水基準（以下「排水基準」という。）（単位 1リットルにつきミリグラム）

a、b、a₀及びb₀。規制項目の区分に応じ、別表第1に定める値

d 汚水処理施設等の区分に応じ、別表第2に定める値

別表第1

1 化学的酸素要求量

排水基準	a 及び a ₀	b 及び b ₀
20	22.7	0.97
30	34.0	
40	47.3	0.96
50	59.1	
60	68.0	0.97
90	102	

2 窒素含有量

業種等の区分	排水基準	a 及び a ₀	b 及び b ₀
水産食料品製造業等の業種	20	23.6	0.96
	30	35.5	
	50	59.1	
その他の業種	15	17.0	0.97
	20	22.7	
	25	28.3	
	50	56.7	
	60	68.0	

備考 「水産食料品製造業等の業種」とは、条例別表第2に掲げる特定事業場のうち、豚房、牛房又は馬房施設を設置する特定事業場及び畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料若しくは有機質肥料の製造業又は動植物油脂製造業に係る特定事業場をいい、「その他の業種」とはそれ以外の業種をいう（3の表において同じ。）。

3 リン含有量

業種等の区分	排水基準	a 及び a ₀	b 及び b ₀
水産食料品製造業等の業種	2	2.36	0.96
	3	3.55	
	4	4.73	
	5	5.91	
その他の業種	2	2.27	0.97
	3	3.40	
	4	4.53	
	5	5.67	
	8	9.07	

別表第2

1 下水道終末処理施設及び地方公共団体が設置するし尿処理施設

d		
化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
1.0	1.0	1.0

2 地方公共団体が設置する浄化槽

次の規制項目の区分に応じ、それぞれに定める値

(1) 化学的酸素要求量

告示番号	構造	排水基準	d
第6	回転板接触方式	20	1.0
	接触ばっ気方式	30	
	散水ろ床方式	60	0.50
	長時間ばっ気方式	90	0.34
	標準活性汚泥方式		
第7	接触ばっ気・ろ過方式 凝集分離方式	20	0.75
		30	0.50
		60	0.25
		90	0.17
第8	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	20	0.50
		30	0.34
		60	0.17
		90	0.12
第9	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱りん方式	20	0.75
		30	0.50
		60	0.25
		90	0.17
第10	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱りん方式	20	0.75
		30	0.50
		60	0.25
		90	0.17
第11	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱りん方式	20	0.75
		30	0.50
		60	0.25
		90	0.17

備考

- 「告示番号」は、^し尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号。以下「昭和55年告示」という。）の区分を示す（(2)及び(3)の表において同じ。）。
- 昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号の一部を改正する件（平成12年建設省告示第1465号）による改正前の昭和55年告示に基づく性能を有する浄化槽又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26第1項の規定に基づく認定（以下「個別認定」という。）を受けた浄化槽等、表に示す構造に当てはまらない浄化槽については、それぞれの性能の値を排水基準の値で除した値（その値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）をd値とする（(2)及び(3)の表において同じ。）。

(2) 窒素含有量

告示番号	構 造	排水基準	d
第6	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式 長時間ばっ気方式 標準活性汚泥方式	15	1.0
		20	
		25	
		50	
		60	
第7	接触ばっ気・ろ過方式 凝集分離方式	15	1.0
		20	
		25	
		50	
		60	
第8	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	15	1.0
		20	
		25	
		50	
		60	
第9	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱りん方式	15	1.0
		20	
		25	0.80
		50	0.40
		60	0.34
第10	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱りん方式	15	1.0
		20	0.75
		25	0.60
		50	0.30
		60	0.25
第11	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱りん方式	15	0.67
		20	0.50
		25	0.40
		50	0.20
		60	0.17

(3) りん含有量

告示番号	構 造	排水基準	d
第6	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式 長時間ばっ気方式 標準活性汚泥方式	3	1.0
		4	
		5	
		8	
第7	接触ばっ気・ろ過方式 凝集分離方式	3	1.0
		4	
		5	

		8	
第8	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	3	1.0
		4	
		5	
		8	
第9	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱りん方式	3	0.34
		4	0.25
		5	0.20
		8	0.13
第10	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱りん方式	3	0.34
		4	0.25
		5	0.20
		8	0.13
第11	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱りん方式	3	0.34
		4	0.25
		5	0.20
		8	0.13

3 農業集落排水施設

次の規制項目の区分に応じ、それぞれに定める値

(1) 化学的酸素要求量

JARUS型式	構造	排水基準	d
I ₉₆ 型	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式（BOD型）	20	1.0
		30	
		60	
		90	
IV ₉₆ 型	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式（脱窒型）	20	1.0
		30	
		60	
		90	
IV _s 型	脱窒素を考慮した流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気（活性汚泥併用）を組み合わせた方式（脱窒型）	20	1.0
		30	
		60	
		90	
XI ₉₆ 型	回分式活性汚泥方式（BOD型）	20	1.0
		30	
		60	
		90	
XII ₉₆ 型	回分式活性汚泥方式（脱窒型）	20	1.0
		30	
		60	
		90	
XII ₉₆ 型	連続流入間欠ばっ気方式（脱窒	20	1.0

	型)	30	
		60	
		90	
XII _p 型	連続流入間欠ばっ気方式（脱窒、脱りん型）	20	1.0
		30	
		60	
		90	
XIV _{GF} 型	連続流入間欠ばっ気方式（脱窒、脱りん、COD除去型）	20	1.0
		30	0.67
		60	0.34
		90	0.23
OD ₉₆ 型	オキシデーションディッチ方式（BOD型）	20	1.0
		30	
		60	
		90	

備考

- 「JARUS型式」とは、建築基準法の規定に基づき、し尿浄化槽の構造基準の規定と同等以上の性能を有する施設として国土交通大臣の認定を取得した型式をいう（(2)及び(3)の表において同じ。）。
- 表に示す型式以外で個別認定を受けた施設にあっては、認定を受けた処理性能の値を排水基準の値で除した値（その値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）をd値とする（(2)及び(3)の表において同じ。）。

(2) 窒素含有量

JARUS型式	構 造	排水基準	d
I ₉₆ 型	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式（BOD型）	15	1.0
		20	
		25	
		50	
		60	
IV ₉₆ 型	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式（脱窒型）	15	1.0
		20	
		25	0.80
		50	0.40
		60	0.34
IV _s 型	脱窒素を考慮した流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気（活性汚泥併用）を組み合わせた方式（脱窒型）	15	1.0
		20	
		25	0.80
		50	0.40
		60	0.34
XI ₉₆ 型	回分式活性汚泥方式（BOD型）	15	1.0
		20	
		25	
		50	

		60	
XII ₉₆ 型	回分式活性汚泥方式（脱窒型）	15	1.0
		20	0.75
		25	0.60
		50	0.30
		60	0.25
XIV ₉₆ 型	連続流入間欠ばっ気方式（脱窒型）	15	1.0
		20	0.75
		25	0.60
		50	0.30
		60	0.25
XII _p 型	連続流入間欠ばっ気方式（脱窒、脱りん型）	15	1.0
		20	0.75
		25	0.60
		50	0.30
		60	0.25
XIV ₉₆ 型	連続流入間欠ばっ気方式（脱窒、脱りん、COD除去型）	15	1.0
		20	0.75
		25	0.60
		50	0.30
		60	0.25
OD ₉₆ 型	オキシデーションディッチ方式（BOD型）	15	1.0
		20	
		25	
		50	
		60	

(3) りん含有量

JARUS型式	構造	排水基準	d
I ₉₆ 型	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式（BOD型）	3	1.0
		4	
		5	
		8	
IV ₉₆ 型	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式（脱窒型）	3	1.0
		4	
		5	
		8	
IV _s 型	脱窒素を考慮した流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気（活性汚泥併用）を組み合わせた方式（脱窒型）	3	1.0
		4	
		5	
		8	
XI ₉₆ 型	回分式活性汚泥方式（BOD型）	3	1.0
		4	

		5	
		8	
XII ₉₆ 型	回分式活性汚泥方式（脱窒型）	3	1.0
		4	
		5	
		8	
XII ₉₆ 型	連続流入間欠ばっ気方式（脱窒型）	3	1.0
		4	
		5	
		8	
XII _p 型	連続流入間欠ばっ気方式（脱窒、脱りん型）	3	1.0
		4	0.75
		5	0.60
		8	0.38
XII _{6F} 型	連続流入間欠ばっ気方式（脱窒、脱りん、COD除去型）	3	0.34
		4	0.25
		5	0.20
		8	0.13
OD ₉₆ 型	オキシデーションディッチ方式（BOD型）	3	1.0
		4	
		5	
		8	

島根県告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ケア・サポート祐瑛	通所介護	デイサービスセンター	大田市静間町1241-6	平成25年1月21日
	介護予防通所介護	こころ路		

島根県告示第71号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
 邑智郡美郷町酒谷223-5、570、917
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第72号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町小谷388-2、389、551-5、551-7、552-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第73号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町日貫4859-6（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第74号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝口善兵衛

同一の単位とされる保安林	皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区 水源かん養保安林	868.69
斐伊川 "	1,744.57
神戸川 "	1,797.58
大田地区 "	114.84
邑智地区 "	1,746.85
那賀地区 "	1,197.04
美鹿地区 "	3,294.45
隠岐 "	267.36
浜山地区 防風保安林	2.20
湊原地区 "	1.00
長浜地区 "	2.84
湖陵町 "	2.40
多伎町 "	0.68
大田市 "	0.58
仁摩町 "	0.28
温泉津町 "	0.02
江津東地区 "	1.98
江津西地区 "	0.88
浜田東地区 "	5.32
益田東地区 "	1.34
益田西地区 "	3.08
江津東地区 飛砂防備保安林	1.38
大田市 干害防備保安林	0.86
津和野町 "	0.36
松江市 魚つき保安林	8.36
出雲市 "	10.92
大田市 "	9.90

江津市	〃	0.44
浜田市	〃	7.92
益田市	〃	1.60
隠岐の島町	〃	2.86
海士町	〃	3.52
西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	22.75
斐伊川	〃	11.23
神戸川	〃	36.01
大田地区	〃	4.00
邑智地区	〃	101.85
那賀地区	〃	79.24
美鹿地区	〃	96.82
隠岐	〃	20.06
松江・斐伊川・大田	保健保安林	139.46
邑智・那賀・美鹿	〃	45.17
隠岐	〃	27.24

島根県告示第75号

平成24年島根県告示第666号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス出雲平田店 出雲市平田町字藪崎1647番3外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺は、通勤・通学時間帯を中心に多くの車両・歩行者の通行が見込まれる。よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。
2	夜間に行われる荷さばき作業について、届出書記載の騒音対策に合わせ作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。	周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
3	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）に

4	土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。なお、工事着手前に道路河川維持課職員と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。	による。
---	---	------

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第76号

平成24年島根県告示第667号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス斐川店 出雲市斐川町上庄原字馬役1478番外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺は、通勤・通学時間帯を中心に多くの車両・歩行者の通行が見込まれる。よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。
2	夜間に行われる荷さばき作業について、届出書記載の騒音対策に合わせ作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。	周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
3	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
4	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。なお、工事着手前に道路河川維持課職員と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第77号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成25年2月1日から施行する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

表松江市の項中「第916号」の次に「及び第1113号」を加える。

島根県告示第78号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定により告示する。

建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定（平成21年島根県告示第194号）は、廃止する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

名称及び住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務の開始の日
株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿二丁目1番2号	東京都新宿区新宿二丁目1番2号 白鳥ビル2階 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ 仙台グリーンシティ4階 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号 室 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号 日総第 5ビル3階 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号 名興中駒 ビル9階 島根県松江市中原町6番地 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎ んビル704-2号室 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13 ミツネビル ディング604号室 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 カーニー プレイス佐賀704号室 長崎県長崎市万才町6番33号 高木ビル501号 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8 階 鹿児島県鹿児島市中央町9番10号 創夢第一ビル 4階 沖縄県浦添市字城間3019番地 座波建設ビル308号	平成25年2月1日

室

島根県告示第79号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定により告示する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称 及 び 住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務の開始の日
一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目7番2号	東京都千代田区富士見二丁目7番2号	平成25年2月1日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年2月1日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

- 1 件名
手術用顕微鏡システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成25年1月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
小西医療器株式会社出雲営業所長 平野 享 島根県出雲市塩冶有原町五丁目59番地
- 5 落札金額
33,075,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成24年11月20日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年2月1日

島根県警察本部長 彦 坂 正 人

1 入札に対する事項

(1) 調達件名及び数量

島根県警察本部庁舎外2施設で使用する電気供給

ア 島根県警察本部庁舎の年間予定使用電力量 2,190,000キロワット時

イ 島根県運転免許センターの年間予定使用電力量 454,400キロワット時

ウ 島根県警察本部平成庁舎の年間予定使用電力量 158,600キロワット時

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 供給場所

ア 島根県松江市殿町8-1 島根県警察本部庁舎

イ 島根県松江市打出町250-1 島根県運転免許センター

ウ 島根県松江市平成町1751-15 島根県警察本部平成庁舎

(5) 入札方法

ア 入札金額は、島根県警察本部が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に応じて、それぞれに基本料金及び電力量料金の単価（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を乗じて算出した1年間の総合計金額（以下「総価」という。）を記載すること。

なお、記載する各単価にあつては、各者が設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載すること（小数点以下を含むことができる。）。ただし、総価を算出をする際に、それぞれの月ごとの合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 落札者の決定は総価の最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(4) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第4条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者であること。

(5) 島根県が行う庁舎の電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

(8) 供給を開始する日から、確実に安定した供給ができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2235、2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成25年2月1日から同月15日までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成25年2月22日 午後1時（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

(5) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 平成25年2月22日 午後1時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成25年2月18日正午までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により入札書に記載する金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約単価に基づき契約期間における予定使用電力等による相当金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject matter for tender :

- a Electric power for the Shimane prefectural police headquarters building.

Estimated amount of electric power to be used 2,190,000 kWh

- b Electric power for the Shimane Driver's License Center building.

Estimated amount of electric power to be used 454,400 kWh

- c Electric power for the Heisei building.

Estimated amount of electric power to be used 158,600 kWh

(2) Bid tendering Date : February 22, 2013, 1 : 00 P.M.

(It is necessary to reach for mail by noon February 22, 2013)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan
690-8510 TEL : 0852-26-0110 (ext.2235 or 2236)